

久米島町太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例

令和3年5月31日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、久米島町の公共施設の屋根、屋上その他の場所(以下「屋根等」という。)に太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)及び当該太陽光発電設備と電気事業者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第1項の電気事業者をいう。)の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)とを電氣的に接続する目的で設置する物件(以下「附属物件」という。)を設置する場合における地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による屋根等の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 太陽光発電設備及び附属物件(以下「太陽光発電設備等」という。)を設置するための屋根等の使用の許可(以下「公有財産使用許可」という。)は、法第6条第1項の認定を受けた者に対してのみ、使用することができる。

2 公有財産使用許可をするに当たっては、使用の目的、範囲及び期間、使用料その他当該公共施設の管理上必要な使用条件を付することができる。

(公有財産使用許可の対象となる公共施設)

第3条 公有財産使用許可の対象となる公共施設は、その規模、構造、用途、使用の状況等を勘案して町長(当該公共施設が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第28条に規定する教育財産である場合にあっては、教育委員会)が指定するものに限る。

(使用期間)

第4条 公有財産使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、3年以内とし、期間満了後は再度申請を行うものとする。

(使用料)

第5条 公有財産使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、次の各号により算定した額を基準として町長が定める。

(1) 土地 単位面積当たりの時価×エコキュート設置使用面積×100分の5

(2) 建物 屋根等のうち太陽光発電設備のために使用する部分の水平投影面積に、1平方メートル当たり30円の額を乗じて得た額とする。

3 前項第1号及び第2号により算出した使用料は、年額とする。ただし、使用許可の期間が1年に満たないときは、その使用料の額は、日割計算により算出した額とする。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、各年度分の使用料を、毎年度、町長が指定する期限までに一括して納付しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めるときは、分割して納付することができる。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 町が公有財産使用許可に係る公共施設の点検、修繕等の作業を行うため、太陽光発電設備を用いた発電又は当該発電により生じた電気の送電ができないとき。

(2) 公有財産使用許可に係る公共施設に災害その他不可抗力による損壊等が発生したことを原因として、太陽光発電設備を用いた発電又は当該発電により生じた電気の送電ができないとき。

(使用料の減免)

第7条 町長は、公益上その他の理由により特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者について相続又は合併若しくは分割があったときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により公有財産使用許可に係る権利及び当該許可に係る太陽光発電設備等を承継した法人は、使用者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(目的外の使用の禁止)

第9条 使用者は、屋根等を太陽光発電設備等の設置以外の目的に使用してはならない。

(使用に関する指示等)

第10条 公共施設の維持管理のため必要があるときは、使用者に対し、屋根等の使用の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は屋根等の使用に関し必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 屋根等を使用しようとする者が沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条第1号から第3号までに規定するものであるとき。

(2) 当該使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(公有財産使用許可の取消し等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、公有財産使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更をすることができる。

(1) 公共施設又はその設備を損傷するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当しているとき。

(4) 法令に違反する行為をしたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6) 第2条第2項の規定に基づく使用条件に違反したとき。

- (7) 使用料を町長が指定する期限までに納付しないとき。
- (8) 第10条に規定する指示等に従わないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の管理上支障があるとき。

(公有財産使用許可の変更)

第13条 使用者は、公有財産使用許可に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、変更の許可を受け、又は届出をしなければならない。

(使用の中止)

第14条 使用者は、使用期間内において使用を中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

(設備の設置及び維持管理の義務)

第15条 使用者は、太陽光発電設備等がその機能を十分に発揮し、及びその通常有すべき安全性を確保するため、当該太陽光発電設備等の適切な設置及び必要な維持管理を行わなければならない。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用を中止したとき又は公有財産使用許可が取り消されたときは、直ちに屋根等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、屋根等の使用に当たって公共施設又はその設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

2 使用者は、太陽光発電設備等の設置又は管理に関する瑕疵により、町又は公共施設の利用者等に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

3 町は、第12条の規定に基づく屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。